



FSC® プロモーションライセンス のご案内

1. プロモーションライセンスについて

FSCでは、「プロモーションライセンス取得者のための商標使用ガイド」*に基づき、認証取得が要求されない個人や法人を対象にした商標ライセンスを発行しています。このサービスは、委託契約によりFSC国際事務局から各国オフィスに委託されているものです。

ライセンス契約の下でFSCの商標を利用できるのは、CoC認証の取得義務のない小売業者、認証取得企業を内包するホールディングスや親会社、投資会社、コンサルタント、FSC認証機関及びその関連会社などです。これらの組織によるFSCやFSC認証製品のプロモーションには、商標ライセンス契約を結ぶ必要がありますので、以下のオンラインの申請フォームからご申請ください。

https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Tradermark_Use_by_NCH

営利目的ではない商標利用をご希望の教育・研究機関、公共機関の方は、TSPライセンス契約は不要です。無料でロゴ画像データを提供させていただきますので、オンラインの申請フォームからご申請ください。

https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Trademark_use_by_others

FSCの登録商標

1. 名称 “Forest Stewardship Council”

4. Forests For All Forever 完全版マーク

2. 略称 “FSC”

3. FSC ロゴ
(チェックツリーマーク)



5. Forests For All Forever ロゴとテキスト版
マーク



2. ライセンス契約料金

FSC ジャパンでは、国際的ルールに基づいて以下の料金モデルを作成し、商標管理業務にかかる事務経費を賄っております。いただいた料金は、FSC の商標の信頼性維持、商標の認知度向上に向けた活動にも充てられます。

料金はライセンスの発行日から 1 年単位になります。毎年、ライセンスの発行日の 1 か月ほど前に、ライセンスの継続と次の年の料金カテゴリーを確認させていただいた上で請求書を発行しております。

料金は改訂の可能性があり、ライセンス取得者には改訂料金の適用前に事前にお知らせいたします。

料金表

国内ライセンス料金（日本語のみ）

カテゴリー	内容	料金 (年間、税抜)
0	非営利組織による公益的な普及啓発を目的とする利用	¥ 0
1	営利使用：登録/維持 (年間トレードマーク新規申請予定件数：0 件)	¥ 15,000
2	営利使用：登録・トレードマーク承認手数料 (年間トレードマーク新規申請予定件数：1-10 件)	¥ 40,000
3	営利使用：登録・トレードマーク承認手数料 (年間トレードマーク新規申請予定件数：11-20 件)	¥ 80,000
4	営利使用：登録・トレードマーク承認手数料 (年間トレードマーク新規申請予定件数：21 件以上)	¥ 120,000

国際ライセンス料金（日本語を含む複数の言語で宣伝広告を行う場合）

国際ライセンスをご希望の場合は、あらかじめ使用言語と宣伝を予定される国をお知らせください。

料金の計算の仕方：

1. 表 1 を用い、貴社の組織、あるいは該当する場合はグループとしての年間の全売上高から該当するカテゴリーと、該当する最低料金を確認する。

注：ここで使用する売上高は、使用/販売する認証商品やライセンスを使用する事業に限らず、組織としての全売上高です。

（例：売上高 1,000 億円の場合、カテゴリー 5、最低料金 50 万円）

2. 貴社が宣伝対象とする FSC 認証製品を使用しているか、販売しているかによって、上記カテゴリーで該当する基本料金を確認。尚、FSC 認証パッケージを使っており、それについて宣伝している場合は、製品の一部としての販売に当たるとして右の「製品販売についての宣伝基本料金」になります。また、FSC 製品を使用も販売もしている場合は、製品販売の方の基本料金をお使いください。

- (例：FSC 認証パッケージについて宣伝するため、カテゴリ 5 の製品販売についての基本料金を、250 万円)
3. 表 2 で予定する広告宣伝の使用言語数、件数に基づき該当する活動調整割引率を確認する。
(例：日英 2 言語で 5 件までの商標使用で 70%割引)
 4. 表 3 で該当するすべての割引を確認し、それら全てとステップ 3 の活動調整割引率をすべて足し合わせる。
(例：新規取得で 20%割引、上記 70%と合わせて合計 90%の割引)
 5. ステップ 2 で得られた基本料金を 3 の割引率をかけ、料金を計算する。
(例：基本料金 250 万の 90%割引で 25 万円)
 6. ステップ 5 の計算上の料金と 1 の最低料金を比べ、どちらか高い方が料金となります。
(ステップ 5 では 25 万円、最低料金は 50 万円なので、50 万円)

表 1：基本料金と最低料金

カテゴリ	売上高 (¥)	基本料金 (¥)		最低料金 (¥)
		FSC 製品使用	FSC 製品販売	
1	< 1 億 2500 万	375,000	750,000	62,500
2	1 億 2500 万-31 億 2500 万	375,000	750,000	125,000
3	31 億 2500 万-125 億	500,000	1,000,000	250,000
4	125 億-625 億	750,000	1,500,000	375,000
5	625 億-2500 億	1,000,000	2,500,000	500,000
6	2500 億-6250 億	1,250,000	3,000,000	625,000
7	6250 億-3 兆 1250 億	1,500,000	3,500,000	750,000
8	3 兆 1250 億-12 兆 5000 億	1,750,000	4,000,000	875,000
9	>12 兆 5000 億	要相談	要相談	1,000,000

(€1 = ¥ 125 として換算)

表 2 : 活動調整割引表 (どれか 1 つのみを選択)

言語数	商標使用件数 5 件以下	6~10	11~20	21~30
2 (日・英のみ)	70%	60%	50%	30%
2 (日・英以外の組合せ) ~5	60%	50%	40%	20%
6~10	50%	40%	30%	10%
11 言語以上	30%	20%	10%	0%

表 3 : 割引表

種類	割引率	対象・条件
新規割引	20%	新規ライセンス取得者
ロイヤリティ割引	5%	継続 (2 年目以降に適用)
(重複可)	5%	過去 2 年以上の継続 (3 年目以降に適用)
	10%	過去 1 年における FSC キャンペーンへの 50 万円以上の協賛

例：売上高 5,000 億円の企業が認証製品の販売について日本語&英語で年間商標使用件数 5 件まで宣伝する場合（協賛なし）：

該当するカテゴリー：カテゴリー6、基本料金 300 万円、最低料金 62.5 万円

1 年目：適用割引：活動調整 70% + 新規割引 20% = 90%

基本料金 300 万 x (100% - 90%) = 30 万 → 最低料金 62.5 万

2 年目：適用割引：活動調整 70% + ロイヤリティ割引 5% = 75%

基本料金 300 万 x (100%-75%) = 75 万

3 年目：適用割引：活動調整 70% + ロイヤリティ割引 5% + 5% = 80%

基本料金 300 万 x (100%-80%) = 60 万 → 最低料金 62.5 万

3. 商標利用までの流れ

I. プロモーションライセンスの取得

1. 申請

FSC ジャパンウェブサイトのオンライン申請フォーム¹よりご申請ください。

¹ https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Tradermark_Use_by_NCH

2. 証明書類のご提出

プロモーションライセンスを利用して広告宣伝するには、FSC ラベル付き商品を原則として FSC 認証取得者から直接購入していることが条件となります。広告宣伝の対象となる認証製品の購入実績を確認するため、認証取得サプライヤから発行された取引文書（請求書、納品書等）のコピーを PDF データにて担当者までお送りください。証拠となる文書には、以下の情報が含まれている必要があります。

- 供給者の CoC 認証番号
- 各製品の FSC 表示（FSC ミックス、FSC 100%など）

伝票上に非認証製品も記載されている場合、どの製品が認証製品か明確である必要があります。

書類は価格などの機密情報については消したもので差し支えございません。また、これから購入される場合は、FSC 認証取得サプライヤから発行された受注確認書や見積もり書等、FSC 商品が調達できることを裏付けることができる書類をお送りください。

ただし、FSC 認証取得者からの直接購入という条件には、例外が設けられています。別文書「認証取得者からの直接購入の例外条件」²に定められる条件を満たせば、非認証取得者を介していてもプロモーションライセンスを使用した商品の宣伝が認められます。この場合は、サプライチェーン上流の認証サプライヤから発行された、上記必要情報を含む認証製品の取引書類をご提出ください。

さらに、商品に FSC ラベルが付けられていることを確認できる資料（写真、版下等）も同時にお送りください。

証明書類の用意には時間がかかることがありますので、あらかじめ余裕をもってお申し込みください。

2. 契約書へのご署名

FSC ジャパンからお送りした契約書にご署名のうえ、全ページをスキャンいただいた PDF データをメール添付にてご返送ください。

3. 商標ライセンスの発行

組織固有のライセンス番号が付与されます。ライセンス発行から数時間内に FSC トレードマークポータルや FSC マーケティング & コミュニケーションツールキットへのアクセスが提供され、FSC マークの画像がダウンロードいただけるようになります。

4. 年間使用料のお支払い

ライセンス発行時に最初の 1 年間の年間使用料の請求書をお送りします。規定の期間内にお支払いください。

² https://jp.fsc.org/jp-ja/media/Exception_of_purchasing_from_certified_suppliers

II. 広告宣伝における商標利用

1. 商標使用原稿の承認

新規広告宣伝ごとに印刷・公開前に、新規宣伝対象商品の証明書類（ラベル付きであることの証明、購入証明）と共に原稿データをお送りください。既に確認済の商品については証明書類は不要です。問題が無ければ承認書を発行いたします。修正箇所がある場合は修正をお願いいたします。

2. 商標使用原稿の印刷・公開

必ず FSC ジャパンからの承認書発効後に印刷・公開をお願いいたします。

4. ご利用いただける画像見本

i. 広告宣伝用マーク

商標ライセンス契約でご使用いただけます。非営利での使用はできません。

緑/白黒、ネガ/ポジ、縦長（ポートレート）/横長（ランドスケープ）の計 8 デザインあります。



責任ある森林管理
のマーク
FSC® N000000



責任ある森林管理
のマーク



責任ある森林管理
のマーク
FSC® N000000



責任ある森林管理
のマーク

ii. 単体ロゴ

商標ライセンス契約、及び非営利での利用でご使用いただけます。

緑、黒、白のカラーバリエーション、および背景の有無があります。



iii. Forests For All Forever マーク（完全版、ロゴとテキスト版）

白、黒、緑の単色、及び緑/黄緑、白/黄緑、白/緑の 2 色デザインがご利用可能です。



5. よくある質問

Q1: 認証取得者の使用できるトレードマークとの違いは何ですか？

A1: 非認証取得者はオンプロダクトラベルの使用ができません。広告宣伝用マークのデザインは認証取得者も非認証取得者も同じです。

Q2: FSC 認証製品の購入を優先する調達方針を設定しました。ウェブサイトや CSR 報告書等にこれを記載するのに商標ライセンス契約が必要ですか？

A2: 調達方針に関して FSC に言及されるのに商標ライセンス契約は必要ございません。ただし、ロゴを使用される場合は必要となります。

Q3: FSC ロゴを不正に使っているのでは？という広告をみました。どうすればいいですか？

A3: FSC ウェブサイトの通報フォームもしくは FSC ジャパン問合せフォームを通じてお知らせください。

Q4: トレードマーク使用申請の新規案件数のカウントの仕方を教えてください。

A4: 原則として 1 媒体 1 回 1 カウントですが、カタログ等、量が多いものについては、商標が使われているページ 3 ページ 1 件を目安としております。デザイン内で何回商標が使用されているかは関係ありません。承認はあくまで FSC 商標の使い方に関するものですので、FSC 商標以外の部分のデザインを変えて再版するような場合は、新たな申請は不要です。一方、同じものであっても、FSC 商標の使い方を変える場合（例：ウェブサイトのリニューアル等）は、新規申請が必要となり、別の 1 件と数えさせていただきます。

Q5: カテゴリ 2（年間トレードマーク新規申請予定件数 1-10 件）で契約しましたが、途中で新規申請数が 10 を越えてしまいました。10 以上は契約更新まで使用できませんか？

A5: 次のカテゴリとの差額分（カテゴリ 2 と 3 の差額）をお支払いください。契約更新日が近い場合はご相談ください。

Q6: カテゴリ 2（年間トレードマーク新規申請予定件数 1-10 件）で契約しましたが、結局 1 件も使用しませんでした。返金してもらうことは可能ですか？

A6: 申し訳ございませんが差額の返金はしておりません。実際に事務経費にかからなかったお金は、FSC の国内における認知度向上、普及活動の資金に充てられます。

Q7: FSC の認知度向上のためにロゴマークを使用しあげようとしているのに、なぜ無料にならないのですか？なぜ複雑な基準に従わなくてはいけないのでしょうか？こうした負担があるから広まらないのではないのでしょうか？

A7: FSC のロゴマークは本来、厳しい基準をクリアした認証取得者が使用できるものです。彼らの努力を守るためには、広く普及に努めると同時に、ロゴマークの信頼性を維持することも重要です。そのためには最低限の人件費がかかりますし、使用者側にも正しく使用するコミットメントが必要になります。ご理解、ご協力お願いいたします。

Q8: 店で FSC ラベルのついた物品（例：割り箸、紙コップ、ナプキン、コースター）の使用や、FSC ラベルのついた商品の販売をしています。特

にそれについて広告宣伝をする予定はないのですが、商標ライセンス契約は必要ですか？

A8: ラベル付き製品について特に広告宣伝をするのでなければ、商標ライセンス契約は不要です。

Q9: 会社のブランドのデザインで FSC ラベルのついた紙袋等の物品を使いたいと思います。商標ライセンス契約は必要ですか？

A9: それらの物品の FSC 認証について広告宣伝をするのでなければ、商標ライセンス契約は不要です。

Q10: FSC という言葉やロゴを使わないので、CoC 認証やライセンスを取得せずに、FSC 認証製品を「森林認証製品」あるいは「環境にやさしい商品」として宣伝してもよいでしょうか？

A10: 「FSC」という言葉や FSC のロゴは登録商標になっているので、お使いいただくには必ず認証やライセンスをご取得いただく必要がありますが、「森林認証」や「環境にやさしい」という言葉にはそうした縛りはありません。しかし、そうした厳しい管理やチェックこそが FSC の信頼の源であり、価値として評価されています。最近森林認証のシステムを知る方も増えてきましたので、きちんとルールに沿って商標を使わず、無制限に使える「森林認証」という言葉を使って宣伝することで、却って事業や組織の信頼性を損なう可能性もございますのでご注意ください。

Q11: CSR 活動の一環として、教育啓発目的のパンフレットで FSC を紹介したいと思います。これはカテゴリ-0 の非営利目的になりませんか？

A11: FSC に絡めて組織の商品や活動を宣伝するのではなく、FSC 認証制度を純粋に教育啓発目的で紹介する場合は、教育・研究目的の

商標使用として、ライセンスを取得せずに商標使用を申請することができます。以下のウェブページからお申し込みください。

https://jp.fsc.org/jp-ja/FSC_Trademark_use_by_others

Q12: 従業員を対象とした内部の教育研修の資料で認証についての啓発を図るため、FSC のロゴを掲載したいと思います。ライセンス契約は必要ですか？

A12: 外部に出ることのない内部資料であればライセンス契約は不要です。非営利目的として画像等を提供させていただきますので、オンラインフォームからご連絡ください。

Q13: プロモーションライセンスを申請してから実際に広告宣伝できるまで、どのくらいの時間がかかりますか？

A13: 申請をいただいてから、必要書類さえ確認できれば翌営業日にはライセンスを発行できます。ただし、必要書類（ラベル付き商品であることの証明、認証取得サプライヤからの購入の証明、契約書への署名）の用意に組織によっては相当（数週間）時間がかかることもあります。また、ライセンス発行後、広告宣伝の度に事前に広告宣伝の原稿と新規対象商品についての証明書類を確認させていただく必要があります。お送りいただいた原稿・資料は概ね翌営業日には確認させていただいておりますが、確認後修正をお願いすることもあります。組織の対応によっては、そのやりとりに思いのほか時間がかかることもありますので、時間に余裕をみてお申し込みください。

Q14: 紙袋を FSC 認証紙に切り替えることをプレスリリースで発表したいと思いますが、現時点で

は、まだ認証紙袋の購入実績がなく、購入証明書類が用意できません。ライセンスの取得は可能でしょうか？

A14: 可能です。発注済みの場合は、納品書や請求書の代わりに認証取得サプライヤからの注文請書（注文確認書）をご提出ください。未発注の場合は、認証製品を予定通りに認証取得者から購入できることを証明する何らかの書類（認証取得サプライヤからのレター等）が必要です。いずれの書類も、認証取得者から発行されたものであり、注文製品が認証製品で、FSC 製品ラベルが付けられる予定であることが確認できる必要があります。

Q15: 非認証取得者の商社を通じて FSC 認証商品を仕入れています。この商品が FSC 認証製品であることは宣伝したのですが、可能でしょうか。

A15: プロモーションライセンスでの FSC 認証の宣伝は、原則として FSC 認証取得者から直接購入していることが条件となります。ただし、この条件には例外があり、別文書「認証取得者からの直接購入の例外条件」に定められる条件を満たせば、非認証取得者を介していてもプロモーションライセンスを使用した商品の宣伝が認められます。この場合、ライセンス取得や宣伝広告に当たり、例外条件が満たされていることを確認できる証明書類をご用意ください。

Q16: 受注生産の製品について、FSC 認証ラベルが付けられることを営業で宣伝したいと思います。まずは宣伝ありきで注文を受けてから認証取得者に委託生産してもらう事業形態ですので購入実績がありません。営業用資料で FSC 商標を使用するためのライセンスの取得は可能でしょうか？

A16: 可能です。その場合、ライセンス発行に先立ち、認証取得サプライヤからのレターや見積もり等、注文があれば FSC ラベル付きの認証製品を FSC 認証取得者から調達できることを裏付ける何かしらの資料をいただく必要があります。

Q17: 取引先（販売先）が FSC 認証製品を希望されています。当社は認証を取得しており、認証取得済のメーカーに発注し、ラベル付き最終製品を調達するだけですが、プロモーションライセンスが必要でしょうか？

A17: 貴社自身が FSC 認証製品について宣伝するのでなければプロモーションライセンスは不要です。ただし、販売先のお客様がその製品の FSC 認証について宣伝を希望される場合、そのお客様は認証取得者から直接購入していないことで、プロモーションライセンスによる広告宣伝ができない場合があります。そのお客様について別文書「認証取得者からの直接購入の例外条件」に定められる条件が満たされる場合は、そのお客様もプロモーションライセンスを使用して FSC 認証について宣伝することができます。一方例外条件が満たされていない場合、そのお客様が FSC 認証について宣伝するためには、直接のサプライヤである貴社が CoC 認証を取得する必要があります。さらに、お客様が FSC CoC 認証取得者で、認証のチェーンを繋ぐことを希望される場合も、貴社はライセンスではなく認証を取得する必要があります。

Q18: 子会社が FSC ラベル付きの最終製品を使用（販売）しており、親会社がグループ企業の取り組みの一環として紹介したいと思います。この場合、親会社と子会社どちらがライセンスを取得する必要がありますか？

A18: このような場合は、通常の法人単位のライセンス契約ではなく、グループライセンスをお勧めい

たします。グループライセンスでは、親会社がTSP(FSC ジャパン)と交わすライセンス契約の範囲に子会社も含めることができます。親会社がライセンスを取得し、子会社にサブライセンスを与えるという形式で、子会社による商標使用もライセンス取得者である親会社の責任となります。ライセンスに含める子会社を特定し、グループライセンスの契約書にその情報を明記してください。

お問合せ先

trademark_license@jp.fsc.org

Q19:ライセンスは途中で解約できますか。

A19: ライセンスは5年の期限で発行いたしますが、継続には毎年の年間使用料をお支払いいただくことが前提となります。年間使用料をお支払いいただけない場合、自動解約ということになります。毎年、ライセンスの発行日の1か月ほど前に、ライセンスの継続および次の年の料金カテゴリーの確認を行っております。その際、継続しない旨お知らせいただければ、請求書は発行せず、その年の発行日の前日で契約終了となります。また、継続はライセンス発行日からの1年単位となり、年の途中で解約を希望されても、料金の払い戻しはいたしません。

Q20: 年間使用料のお支払い期限はいつですか。また、お支払い前でも宣伝は可能でしょうか。

A20: 請求書はライセンス発行と同時に発行し、支払期限は翌月末としております。もしこの期限までのお支払いが難しい場合はあらかじめご相談ください。実際の支払の有無に限らず、宣伝における商標使用はライセンス発行後、その宣伝について承認書が発行されましたら行っていただけます。